

# 令和6年第4回定例教育委員会会議

開催日時 令和6年4月18日（木）  
午後1時30分から  
場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

## 議 題

### 日程第一 議事事項

議案第14号 教育委員会職員の人事について

### 日程第二 報告事項

- (1) いじめ重大事態の報告について
- (2) 令和6年度当初富士見市教職員人事異動の概況について
- (3) 専決処理の報告について（教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関する事）
- (4) 富士見市立小・中学校体育館空調設備利用要綱の制定について
- (5) 専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事）
- (6) 専決処理の報告について（教育委員会の附属機関等の委員の任免に関する事・令和6年3月31日及び令和6年4月1日付）
- (7) 専決処理の報告について（教育委員会の附属機関等の委員の任免に関する事・令和6年3月31日付）
- (8) 令和6年3月定例市議会の報告について
- (9) 富士見市就学援助費支給要綱の一部改正について
- (10) 富士見市立学校大会等出場事業補助金交付要綱の一部改正について
- (11) その他
  - ・令和6年度子ども大学☆ふじみについて
  - ・第43回つるせ公民館まつり

議案第14号

教育委員会職員の人事について  
教育委員会職員の人事について、別紙のとおり発令する。

令和6年4月18日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

提案理由

令和6年5月1日付けで教育委員会職員の人事異動等を行う必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、この案を提出します。

## 令和6年度当初富士見市教職員人事異動の概況

富士見市教育委員会

### I 基本方針

#### 1 基本方針

- (1) 教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

#### 2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 配当定員に対して欠員を生ずる場合は、西部教育事務所、他市町村教育委員会の協力を得て、その補充に努める。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。
- (7) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

#### 3 期限付人事交流

教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実を目指し、富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員との期限付人事交流を積極的に行う。

## II 異動の概要

### 1 管理職の転入

	学校名	氏名	年齢	備考
校長	関沢小学校	関口 循子	54	狭山市立山王小学校・校長から
校長	本郷中学校	廣井 賢二	51	三芳町立唐沢小学校・校長から
教頭	みずほ台小学校	富澤 悦子	57	川越市立高階西小学校・教頭から

### 2 管理職の転出

	学校名	氏名	年齢	備考
校長	つるせ台小学校	松本 正彦	56	三芳町立藤久保小学校・校長へ
校長	本郷中学校	仲田 和広	56	入間市立東金子小学校・校長へ
教頭	水谷小学校	志田 憲史	50	吉見町立北小学校・教頭へ
教頭	富士見台中学校	和智 正悟	43	川越市立鯨井中学校・教頭へ

### 3 管理職の転補名簿

	学校名	氏名	年齢	備考
校長	つるせ台小学校	藤谷 健二	52	関沢小学校・校長から
教頭	水谷小学校	齋藤 智哉	50	諏訪小学校・教頭から
教頭	水谷東小学校	白澤 久美子	54	みずほ台小学校・教頭から
教頭	諏訪小学校	湯浅 純也	45	水谷東小学校・教頭から
教頭	富士見台中学校	鷺尾 弘樹	50	水谷中学校・教頭から
教頭	東中学校	田村 和彦	44	針ヶ谷小学校・教頭から
教頭	西中学校	高原 剛	59	東中学校・教頭から
教頭	勝瀬中学校	深谷 直人	53	西中学校・教頭から
教頭	水谷中学校	加藤 篤史	55	ふじみ野小学校・教頭から

### 4 管理職の新採用者名簿

	学校名	氏名	年齢	備考
教頭	針ヶ谷小学校	上倉 直人	50	勝瀬小学校・主幹教諭から
教頭	ふじみ野小学校	西嶋 環	44	富士見市教育委員会・小中学校連携教育推進担当課長から

【参考資料】

1 同一校7年以上勤続者異動状況

	該当者数(A)				転任転補者数(B)				解消率(B/A)			
	小	中	特	計	小	中	特	計	小	中	特	計
主幹教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
教諭	5	17	4	26	3	4	1	8	60.0%	23.5%	25.0%	30.8%
養護教諭	0	3	0	3	0	0	0	0	-	0.0%	-	0.0%
事務	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
学栄	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-
計	5	20	4	29	3	4	1	8	60.0%	20.0%	25.0%	27.6%

2 採用以来同一校5年以上勤務者異動状況【育休者等も含む】

	該当者数(A)				転任転補者数(B)				解消率(B/A)			
	小	中	特	計	小	中	特	計	小	中	特	計
教諭	6	9	4	19	5	4	2	11	83.3%	44.4%	50.0%	57.9%
養護教諭	1	0	0	1	0	0	0	0	0.0%	-	-	0.0%
事務	1	0	0	1	0	0	0	0	0.0%	-	-	0.0%
学栄	1	0	0	1	0	0	0	0	0.0%	-	-	0.0%
計	9	9	4	22	5	4	2	11	55.6%	44.4%	50.0%	50.0%

3 教育事務所(管外)異動状況 (管理職を除く、希望数は延べ人数)

		南部	北部	東部	さいたま市	県立	合計
転出	希望数	84	4	12	2	17	119
	実現数	4	1	0	0	2	7

4 西部教育事務所管内市町村教育委員会異動状況【管理職を除く、希望数は延べ人数】

		川越	狭山	所沢	飯能	日高	越生	毛呂山	坂戸	鶴ヶ島	入間	ふじみ野	三芳	東松山	滑川
転出	希望数	23	29	41	4	8	2	4	24	20	7	98	93	8	2
	実現数	4	0	9	0	0	0	0	1	1	0	4	1	0	0

		嵐山	小川	ときがわ	鳩山	川島	吉見	東秩父
転出	希望数	0	1	1	2	14	1	0
	実現数	0	0	0	0	0	0	0

## 報告事項（3）資料

### 専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

#### 記

教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

- 1 富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

令和6年4月18日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

## 専 決 処 理 書

次のとおり富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令について、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 富士見市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について（別紙）

2 専決処理の理由

令和6年3月21日付で富士見市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が制定されたことに伴い、令和6年3月29日付けで処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和6年3月29日

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士







# 報告事項（４）資料

## 富士見市立小・中学校体育館空調設備利用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、富士見市学校体育施設の開放に関する規則（平成25年教委規則第1号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する登録団体による富士見市立小学校及び中学校の体育館に設置する空気調和設備（以下「空調設備」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置箇所及び位置）

第2条 空調設備の設置箇所及び位置は、別表のとおりとする。

（利用対象者）

第3条 空調設備を利用することができる者は、規則第7条第2項の規定により利用許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。）とする。

（管理責任）

第4条 前条に規定する利用団体が体育館を利用する間における空調設備の管理責任は、富士見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が負うものとする。

（空調設備利用料及び利用時間）

第5条 利用団体は、空調設備を利用する時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。）1時間当たり500円の実費相当額を負担する。

2 空調設備利用料は、規則第7条第2項の規定により利用許可を受けた時間を通じて利用したものとみなし算定する。

（利用料の納付）

第6条 空調設備利用料は、教育委員会が指定する利用券（以下「利用券」という。）の購入により納付するものとする。

2 納付した空調設備利用料は、還付しない。ただし、利用団体の責めに帰することができない理由により、空調設備を利用することができなくなったときは、この限りでない。

（利用申込み）

第7条 空調設備の利用申込みは、教育委員会が指定する公共施設窓口へ利用券を提出することにより行うものとする。

(利用報告)

第8条 空調設備の利用報告は、教育委員会が指定する方法により行うものとする。

(利用の停止)

第9条 教育委員会は、利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、空調設備の利用を停止することができる。

- (1) この要綱又は規則に違反したとき。
- (2) その他管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、利用団体が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用団体は、空調設備の利用が終わったとき、又は利用を停止されたときは、直ちに当該設備を原状に復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用団体は、自己の責めに帰すべき理由により、空調設備を損傷したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

(準備行為)

2 空調設備の利用に関し必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

設置箇所	位置
鶴瀬小学校	富士見市羽沢2丁目1番1号

水谷小学校	富士見市水谷 1 丁目 1 3 番地 3
南畑小学校	富士見市大字上南畑 1 2 8 0 番地
勝瀬小学校	富士見市大字勝瀬 6 7 4 番地
水谷東小学校	富士見市大字水子 3 6 1 4 番地
みずほ台小学校	富士見市東みずほ台 3 丁目 2 1 番地
ふじみ野小学校	富士見市ふじみ野東 4 丁目 4 番地 1
富士見台中学校	富士見市諏訪 2 丁目 8 番 1 号
本郷中学校	富士見市大字水子 5 3 9 番地
東中学校	富士見市大字上南畑 9 8 0 番地
西中学校	富士見市西みずほ台 3 丁目 1 4 番地 6

## 報告事項（6）資料

### 専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

#### 記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市就学支援委員会委員の解嘱及び委嘱について

令和6年4月18日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

# 専 決 処 理 書

次のとおり富士見市就学支援委員会委員を解嘱及び委嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

## 1 事案の概要

### (1) 解嘱について（専決処理日：令和6年3月31日）

氏名	所属等	理由	解嘱日
吉里 竹直	富士見特別支援学校主幹教諭	人事異動	令和6年3月31日
新井 美由紀	ふじみ野小学校 難聴・言語障がい通級指導教室	人事異動	令和6年3月31日
朝倉 朋栄	みずほ学園長	人事異動	令和6年3月31日
三浦 崇	障がい福祉課 相談支援係	人事異動	令和6年3月31日
佐藤 久美子	県立所沢おおぞら特別支援学校教諭	校内人事異動	令和6年3月31日

### (2) 委嘱について（専決処理日：令和6年4月1日）

氏名	所属等	委嘱日	任期
白石 つばさ	富士見特別支援学校教諭	令和6年4月1日	残任期間 (令和7年6月30日まで)
花岡 浩子	ふじみ野小学校 発達・情緒障がい通級指導教室	令和6年4月1日	残任期間 (令和7年6月30日まで)
益子 俊之	みずほ学園長	令和6年4月1日	残任期間 (令和7年6月30日まで)
小林 綾子	障がい福祉課 相談支援係	令和6年4月1日	残任期間 (令和7年6月30日まで)
水越 夢乃	県立所沢おおぞら特別支援学校教諭	令和6年4月1日	残任期間 (令和7年6月30日まで)

## 2 専決処理の理由

委員の解嘱及び委嘱について、上記日付で処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

## 報告事項（7）資料

### 専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

#### 記

教育委員会の附属機関等の委員の任免に関すること。

- 1 富士見市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

令和6年4月18日提出

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士



## 専 決 処 理 書

次のとおり富士見市学校給食センター運営委員会委員を解嘱することについて、富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

### 1 事案の概要

#### (1) 解嘱について

氏 名	所 属 等	理 由	解 嘱 日
水村 敏季	ふじみ野小学校学校給食主任	人事異動	令和6年3月31日
齊藤 愛美	つるせ台小学校学校給食主任	人事異動	令和6年3月31日

### 2 専決処理の理由

委員の解嘱について、令和6年3月31日付で処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和6年3月31日

富士見市教育委員会  
教育長 山口 武士

令和６年３月定例市議会の報告について

1 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

- （１）市長及び副市長の給与等に関する条例及び富士見市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （２）令和６年度富士見市一般会計予算
- （３）令和５年度富士見市一般会計補正予算（第１０号）

《概要》

- ・小中学校の電気料金及びガス料金を減額するもの
- ・学校施設整備事業を前倒し実施するもの（翌年度へ繰り越し）
- ・電気料金等の不足に伴い、図書館指定管理料を増額するもの
- ・給食費無償化に伴い、就学援助費を減額するもの
- ・特別支援学校教育事務委託負担金の超過分をふじみ野市へ返還するもの
- ・学校給食センターのガス料金を減額するもの

- （４）工事請負契約の締結について

《概要》

- ・水谷中学校長寿命化建築工事（第１期工事）（ゼロ債務）
- ・勝瀬中学校長寿命化建築工事（第１期工事）（ゼロ債務）

2 教育委員会に係る市政一般質問

教育政策課

《宮尾 玲 議員》

1. 特別支援学校の教育環境充実について

- （１）教室不足への対応について
- （２）専用の学校図書館の設置について

《村元 寛 議員》

1. 教育政策について

- （１）勝瀬中学校の長寿命化工事について

《今成 優太 議員》

1. 教育行政について

- （１）水谷小学校の校舎増築工事における影響について
- （２）水谷小学校の今後の工事について

## 生涯学習課

《山下 淑子 議員》

1. 放課後の子どもの居場所づくりについて
  - (1) 本市の現状と課題について
  - (2) 誰もが安心して過ごすことのできる放課後居場所づくりのさらなる充実について

## 学校教育課

《佐野 正幸 議員》

1. 安全安心について
  - (1) 子どもの見守り放送と夕焼け放送をより良い内容に
2. 子育て・学校環境について
  - (1) 小学校校庭の朝の開放の試行を
  - (2) 子ども朝食堂の試行を
  - (3) 学校図書室への新聞配備で新聞の読み方等の学びを

《山下 淑子 議員》

1. AEDについて
  - (1) いつでも使用しやすいように学校等に屋外AEDの設置を

《根岸 操 議員》

1. スポーツ振興について
  - (1) 2023年度全国体カテストの結果を受けて

《加賀 奈々恵 議員》

1. 「性の多様性」の施策について
  - (1) 教育について
2. 教育現場について
  - (1) 外部講師の活用に伴う課題について

《勝山 祥 議員》

1. 学力テストについて
  - (1) 市内中学生における業者テストの活用状況は
  - (2) 業者テスト受験者への補助をしては

《今成 優太 議員》

1. 教育行政について

- (1) 入学式について

### **教育相談室**

《齊藤 隆浩 議員》

1. ベルマーク活動について
  - (1) 学校での取組状況は

《宮尾 玲 議員》

1. 子どもたちの学ぶ環境の充実について
  - (1) 市内の不登校児童生徒数とフリースクールに通う児童生徒の現状について
  - (2) 滋賀県近江八幡市のように、フリースクール等民間施設へ通う世帯への補助制度の創設を

### **鶴瀬公民館**

《熊谷 麗 議員》

1. 平和への取組について
  - (1) 現状について
  - (2) 平和への願いを次世代へつなぐ取組について

# 報告事項（9）資料

富士見市就学援助費支給要綱（平成17年告示第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる</p> <p>(1) 就学援助費 経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行うための費用をいう。</p> <p>(2) 児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。</p> <p>(3) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>(4) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(5) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第6条第2項</u>に規定する者をいう。</p> <p>(6) 準要保護者 次条第2号又は第3号に該当する者をいう。</p> <p>(支給等)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の規定により支給することを決定したときは、同条第2項の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、速やかに就学援助費を支給するものとする。</p> <p>2 前項の就学援助費については、支給決定者の委任により校長が直接受領することができる。</p> <p>3 就学援助費の支給期間は、第5条第1項の申請を受理した日の属する月から当該日の属する年度の3月までの期間とする。</p> <p>(新入学用品費の入学前支給)</p> <p>第8条 翌年度に小学校第1学年の児童となる者（以下「入学予定児童」という。）又は前条第1項に規定する支給決定者で、<u>翌年度に</u>中学校第1学年</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 就学援助費 経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な援助を行うための費用をいう。</p> <p>(2) 児童 法第18条に規定する学齢児童をいう。</p> <p>(3) 生徒 法第18条に規定する学齢生徒をいう。</p> <p>(4) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。</p> <p>(5) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第6条第1項</u>に規定する者をいう。</p> <p>(6) 準要保護者 次条第2号又は第3号に該当する者をいう。</p> <p>(支給等)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の規定により支給することを決定した場合は、同条第2項の規定により支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）に対し、速やかに就学援助費を支給するものとする。</p> <p>2 前項の就学援助費については、支給決定者の委任により校長が直接受領することができる。</p> <p>3 就学援助費の支給期間は、第5条第1項の申請を受理した日の属する月から当該日の属する年度の3月までの期間とする。</p> <p>(新入学用品費の入学前支給)</p> <p>第8条 翌年度に小学校第1学年の児童となる者（以下「入学予定児童」という。）又は _____ 中学校第1学年</p>

の生徒となる児童（以下「入学予定生徒」という。）の保護者は、入学前に就学援助費（新入学用品費に限る。）の支給（以下「新入学用品費入学前支給」という。）を受けることができる。

（支給決定の取消し）

第13条 市長は、支給決定者（第10条第2項の規定により支給決定の通知を受けた者を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- （1）第3条に規定する支給対象者の要件を欠いたとき。
- （2）前条に規定する辞退をしたとき。
- （3）偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- （4）新入学用品費入学前支給を受けた保護者が、市外に転出し新入学用品費に相当する支給を他の地方公共団体で受けたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、就学援助費支給決定取消通知書（様式第10号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

（就学援助費の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

様式第1号、第4号、第5号、第6号、第9号及び第10号 別紙のとおり

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

の生徒となる児童（以下「入学予定生徒」という。）の保護者は、入学前に就学援助費（新入学用品費に限る。）の支給（以下「新入学用品費入学前支給」という。）を受けることができる。

（決定の取消し）

第13条 市長は、支給決定者\_\_\_\_\_が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定による支給の決定を取り消すことができる。

- （1）第3条に規定する支給対象者の要件を欠いたとき。
- （2）前条に規定する辞退をしたとき。
- （3）偽りその他不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。
- （4）新入学用品費入学前支給を受けた保護者が当該入学予定児童又は入学予定生徒の入学時において市内に住所を有しないとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、就学援助費支給決定取消通知書（様式第10号）により、当該支給決定者に通知するものとする。

（就学援助費の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る期間について支給した就学援助費があるときは、当該就学援助費を返還させるものとする。

就学援助費支給申請書

(新)

(宛先)富士見市長

受付年月日 年 月 日

就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

申請年月日 年 月 日			< 現住所 >					
児童又は生徒	学校名 学校 年 組			1 持家 2 賃貸(添付のとおり) ※ 年1月1日現在に住民登録があった市区町村をご記入ください。 1 富士見市 2 その他( )				
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年 月 日						
	手帳の有無	(注2)						
申請者の電話番号								
前年度就学援助費受給の有無 有 ・ 無			新入学用品費入学前受給の有無 有 ・ 無					
世帯状況(上記児童又は生徒を含まない)  (注1)	氏 名		生年月日	年齢 (4/1現在)	手帳の有無 (注2)	続柄 (注3)	同意欄	勤務先(児童生徒は学校名・学年・組)
	個人番号	フリガナ	年 月 日	才		申請者 本人 (保護者)	事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	個人番号	フリガナ	年 月 日	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	個人番号	フリガナ	年 月 日	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	個人番号	フリガナ	年 月 日	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	個人番号	フリガナ	年 月 日	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	個人番号	フリガナ	年 月 日	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	個人番号	フリガナ	年 月 日	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	個人番号	フリガナ	年 月 日	才			事務手続を処理するために、 地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>
	< 振込口座 > 支給が決定された場合は、下記の口座に就学援助費の振込みをお願いします。  金融機関 _____ (銀行・信用金庫・農協)  支店等 _____ (本店・支店・出張所)  預金種別 普通 ・ 当座  口座番号 _____  口座名義(カタカナ) _____			< 添付書類 > <input type="checkbox"/> 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し (マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等) <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認のための書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等) <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる書類の写し (金融機関、支店名、口座番号、名義等の確認ができるもの) ※ 以下の書類は、該当する場合はのみ添付してください <input type="checkbox"/> 居住建物の賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 障がいの程度を証明する手帳の写し(該当者全員分) <input type="checkbox"/> その他( )				
1 就学援助の審査のために、市が申請者及びその世帯に係る住民基本台帳情報及び所得額等に関する情報を公簿等により確認すること。 2 就学援助費(給食費を除く)の支給が決定された場合には、その支給請求に関する一切の権限を校長に委任すること。 3 学用品費等を滞納した場合は、校長の判断により就学援助費の全部又は一部を校長が代理受領して充当すること。 4 給食費の支給請求に関する権限を学校給食センターに委任し、情報の共有を行うこと。  以上についての同意承諾及び世帯全員が同意欄にチェックしたことの確認をしたうえで、就学援助費支給申請をします。  <p style="text-align: center;">申請者氏名 _____</p>								

注1 世帯状況は、上記児童又は生徒を除き、住民票に記載されている世帯全員を記入してください。  
 なお、児童又は生徒の保護者が単身赴任等(国外を含む)により住民票に記載がない場合においても、同一世帯として当該保護者を記入してください。  
 注2 「手帳の有無」欄については、世帯の中で障がいの程度を証明する手帳等を交付されている者がいる場合のみ、「○」と記入してください。  
 注3 「続柄」欄については、申請者である保護者から見た続柄を記入してください。

就学援助費支給申請書

(宛先)富士見市長

就学援助費の支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

受付年月日 年 月 日

申請年月日	年 月 日		住宅の状況	< 現住所 >				
児童又は生徒	学校名	学校 年 組		1 持家 2 賃貸(添付のとおり)				
	フリガナ			※ 年1月1日現在に住民登録があった市町村をご記入ください。				
	氏名			1 現住所と同じ				
	生年月日	年 月 日		2 その他( )				
	手帳の有無	(注2)						
申請者(保護者)電話番号								
前年度就学援助受給の有無	有・無	新入学用品費入学前支給の有無		有・無				
世帯状況(上記児童又は生徒を含まない)(注1)	氏名	生年月日	年齢(4/1現在)	手帳の有無(注2)	続柄(注3)	同意欄	勤務先(児童生徒は学校名・学年・組)	
	個人番号					申請者本人(保護者) 事務手続きを処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。		
	フリガナ							
	個人番号					事務手続きを処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。		
	フリガナ							
	個人番号					事務手続きを処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。		
	フリガナ							
	個人番号					事務手続きを処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。		
	フリガナ							
	個人番号					事務手続きを処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。		
	フリガナ							
	個人番号					事務手続きを処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。		
	フリガナ							
	<p>1 就学援助費の支給審査のため、市が申請者及びその世帯に係る住民基本台帳及び所得に関する情報を使用します。</p> <p>2 就学援助費(給食費を除く)の支給が決定された場合には、その請求等に関する一切の権限を校長に委任します。</p> <p>3 学用品費等を滞納した場合は、校長の判断により就学援助費の全部又は一部を校長が代理受領して充当します。</p> <p>4 給食費の支給請求に関する権限を学校給食センターに委任し、情報の共有を行います。</p> <p>以上4点についての同意承諾及び世帯全員が同意欄にチェックしたことの確認をしたうえで、就学援助費支給申請をします。</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>							
	必要書類の確認：次の1又は2のどちらか該当する番号を○で囲み、必要書類を添付してください。							
<p>1 生活保護を受給している世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し (マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認のための書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)</p>				<p>2 経済的な理由で児童又は生徒の就学が困難な世帯</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し (マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請者の本人確認のための書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)</p> <p>※ 以下の書類は、該当する場合のみ添付してください</p> <p><input type="checkbox"/> 居住建物の賃貸借契約書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 障がいの程度を証明する手帳の写し(該当者全員分)</p> <p><input type="checkbox"/> その他( )</p>				

注1 世帯状況は、上記児童又は生徒を除き、住民票に記載されている世帯全員を記入してください。  
 なお、児童又は生徒の保護者が単身赴任等(国外を含む)により住民票に記載がない場合においても、同一世帯として当該保護者を記入してください。

注2 「手帳の有無」欄については、世帯の中で障がいの程度を証明する手帳等を交付されている者がいる場合のみ、「○」と記入してください。

注3 「続柄」欄については、申請者である保護者から見た続柄を記入してください。



新入学用品費入学前支給申請書(新小学校第1学年)

(宛先)富士見市長

就学援助費のうち新入学用品費の入学前支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

受付年月日 年 月 日

申請年月日	年 月 日	住宅の状況		<b>&lt; 現住所 &gt;</b>					
入学予定児童	入学校			富士見市立 小学校		1 持家 2 賃貸(添付のとおり)			
	フリガナ								
	氏名					※ 年1月1日現在に住民登録があった市区町村をご記入ください。 1 富士見市 2 その他( )			
	生年月日			年 月 日					
手帳の有無			(注2)						
申請者の電話番号	□								
世帯(兄弟)の就学援助費の状況(注3)		認定・却下・未申請							
世帯状況(上記児童又は生徒を含まない) (注1)	氏 名		生年月日	年齢 (4/1現在)	手帳の有無 (注2)	続柄 (注3)	同意欄	勤務先 (児童生徒は学校名・学年・組)	
	個人番号		年 月 日	才		申請者本人 (保護者)	事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。		
	フリガナ						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	個人番号		年 月 日	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	フリガナ						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	個人番号		年 月 日	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	フリガナ						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	個人番号		年 月 日	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	フリガナ						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
	個人番号		年 月 日	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>	
フリガナ		事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。					<input type="checkbox"/>		
個人番号		年 月 日	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>		
フリガナ						事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/>		
<b>&lt; 振込口座 &gt;</b>				<b>&lt; 添付書類 &gt;</b>					
支給が決定された場合は、下記の口座に新入学用品費の振込みをお願いします。				<input type="checkbox"/> 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し (マイナンバーカード、個人番号が記載された住民票の写し等) <input type="checkbox"/> 申請者の本人確認のための書類の写し (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等) <input type="checkbox"/> 振込口座がわかる書類の写し (金融機関、支店名、口座番号、名義等の確認ができるもの) ※ 以下の書類は、該当する場合のみ添付してください <input type="checkbox"/> 居住建物の賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 障がいの程度を証明する手帳の写し(該当者全員分) <input type="checkbox"/> その他( )					
金融機関			銀行・信用金庫・農協						
支店等			本店・支店・出張所						
預金種別	普通・当座								
口座番号									
口座名義(カタカナ)									
1 就学援助の審査のために、市が申請者及びその世帯に係る住民基本台帳情報及び所得額等に関する情報を公簿等により確認すること。 2 就学援助費(給食費を除く)の支給が決定された場合には、その支給請求に関する一切の権限を校長に委任すること。 3 本申請により新入学用品費を受給した場合には、次年度の就学援助が認定となったとき、新入学用品費は支給されないこと。 4 私が新入学用品費の支給を受け、入学前に市外に転出したときは、私が新入学用品費の支給を受けた旨を富士見市が転出先の地方公共団体に通知すること。また、市外に転出した場合において、就学援助費の新入学用品費に相当する支給を他の地方公共団体で受けた場合は、この申請により富士見市で支給を受けた就学援助費を返還すること。 以上についての同意承諾及び世帯全員が同意欄にチェックしたことの確認をしたうえで、就学援助費の新入学用品費入学前支給申請をします。									
申請者氏名 _____									

注1 世帯状況は、上記児童を除き、住民票に記載されている世帯全員を記入してください。  
 なお、児童の保護者が単身赴任等(国外を含む)により住民票に記載がない場合においても、同一世帯として当該保護者を記入してください。  
 注2 「手帳の有無」欄については、障がいの程度を証明する手帳を交付されている者である場合のみ、「○」と記入してください。  
 注3 義務教育課程の兄弟がいる場合、世帯の就学援助費の状況について該当する箇所を○をつけてください。  
 注4 「続柄」欄については、申請者である保護者から見た続柄を記入してください。

新入学用品費入学前支給申請書(新小学校第1学年)

(宛先)富士見市長

就学援助費のうち新入学用品費の入学前支給を受けたいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

受付年月日 年 月 日

申請年月日	年 月 日		住宅 の 状 況	< 現住所 >				
児童	入学校	富士見市立 小学校		1 持家                      2 賃貸(添付のとおり) ※ 年1月1日現在に住民登録があった市町村をご記入ください。 1 現住所と同じ 2 その他( )				
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年 月 日						
申請者(保護者)電話番号								
世帯(兄弟)の就学援助費の状況(注3)		認定・却下・未申請						
世帯 状 況 (上 記 児 童 を 含 ま な い) (注1)	氏 名		生 年 月 日	年 齢 (4/1現在)	手帳の有無 (注2)	続 柄 (注4)	同 意 欄	勤 務 先 (児童生徒は学校名・学年・組)
	個人番号		. .	才		申 請 者 本 人 (保 護 者)	事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
	フリガナ						<input type="checkbox"/>	
	個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
	フリガナ						<input type="checkbox"/>	
	個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
	フリガナ						<input type="checkbox"/>	
	個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
	フリガナ						<input type="checkbox"/>	
	個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。	
フリガナ		<input type="checkbox"/>						
個人番号		. .	才			事務手続を処理するために、地方税関係情報を取得することに同意します。		
フリガナ						<input type="checkbox"/>		

< 振込口座 >  
支給決定となった場合、下記の口座に新入学用品費のお振込みをお願いします。

金融機関 \_\_\_\_\_ (銀行・信用金庫・農協)

支店等 \_\_\_\_\_ 支店(普通・当座)

口座番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)  
口座名義 \_\_\_\_\_

< 添付書類 >

- 申請者の個人番号(マイナンバー)確認のための書類の写し(マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等)
- 申請者の本人確認のための書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等)
- 振込口座(銀行名、支店名、名義、口座番号)がわかる書類の写し(預金通帳、キャッシュカード等)

※ 以下の書類は、該当する場合のみ添付してください

- 居住建物の賃貸借契約書等の写し
- 障がいの程度を証明する手帳の写し(該当者全員分)
- その他( )

1 就学援助費の支給審査のため、市が申請者及びその世帯に係る住民基本台帳及び所得に関する情報を使用します。

2 就学援助費の支給が決定された場合には、その請求等に関する一切の権限を校長に委任します。

3 本申請により新入学用品費の支給を受けた場合には、次年度の就学援助費の新入学用品費を受給しません。

4 私が新入学用品費の支給を受け、入学前に市外に転出したときは、私が新入学用品費の支給を受けた旨を富士見市が転出先の地方公共団体に通知することに同意します。また、市外に転出した場合において、就学援助費の新入学用品費に相当する支給を他の地方公共団体で受けた場合は、この申請により富士見市で支給を受けた就学援助費を返還します。

以上についての同意承諾及び世帯全員が同意欄にチェックしたことの確認をしたうえで、就学援助費の新入学用品費入学前支給申請をします。

申請者氏名 ㊞

注1 世帯状況は、上記児童を除き、住民票に記載されている世帯全員を記入してください。  
 なお、児童の保護者が単身赴任等(国外を含む)により住民票に記載がない場合においても、同一世帯として当該保護者を記入してください。

注2 「手帳の有無」欄については、障がいの程度を証明する手帳を交付されている者である場合のみ、「○」と記入してください。

注3 義務教育課程の兄弟がいる場合、今年度の就学援助費の認可について該当する箇所○をつけてください。

注4 「続柄」欄については、申請者である保護者から見た続柄を記入してください。

## 新入学用品費入学前支給申請書（新中学校第1学年）

受付年月日 年 月 日

（宛先）富士見市長

新入学用品費の入学前支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 （保護者）	フリガナ	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
入学 予定 生徒	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	学 校	小学校 年 組
		中学校入学予定
同意書		
<p>本申請により新入学用品費の支給を受けた場合には、次年度の就学援助費の新入学用品費を受給しません。</p> <p>私が新入学用品費の支給を受け、入学前に市外に転出したときは、私が新入学用品費の支給を受けた旨を富士見市が転出先の地方公共団体に通知することに同意します。</p> <p>私が市外に転出した場合において、就学援助費の新入学用品費に相当する支給を他の地方公共団体で受けた場合は、この申請により富士見市で支給を受けた就学援助費を返還します。</p> <p>上記事項を全て確認し、同意した上で申請します。</p>		
年 月 日		
申請者氏名 _____		

様式第5号（第9条関係）

新入学用品費入学前支給申請書（新中学校第1学年）

（宛先）富士見市長

新入学用品費入学前支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請年月日		年	月	日	電話番号		
申請者 （保護者）	個人番号				対象 児童	個人番号	
	フリガナ					フリガナ	
	氏名					氏名	
	住所					学校名	小学校
					中学校入学予定		
世帯 状況	氏名		生年月日		続柄		勤務先 (児童生徒の場合は学校名・学年・組)
	個人番号		.		本人 (申請者)		
	個人番号		.				
	個人番号		.				
	個人番号		.				
	個人番号		.				
	個人番号		.				
	個人番号		.				
	個人番号		.				
	個人番号		.				
同意書							
<p>本申請により新入学用品費の支給を受けた場合には、次年度の就学援助費の新入学用品費を受給しません。</p> <p>私が新入学用品費の支給を受け、入学前に市外に転出したときは、私が新入学用品費の支給を受けた旨を富士見市が転出先の地方公共団体に通知することに同意します。</p> <p>私が市外に転出した場合において、就学援助費の新入学用品費に相当する支給を他の地方公共団体で受けた場合は、この申請により富士見市で支給を受けた就学援助費を返還します。</p> <p>上記事項を全て確認し、同意した上で申請します。</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名</p>							

備考

- 1 世帯状況は住民票に記載されている世帯全員を記入してください。なお、児童又は生徒の保護者が単身赴任等（国外を含む。）により住民票の記載がない場合においても、同一世帯として当該保護者を記入してください。
- 2 「続柄」欄については、申請者である保護者から見た続柄を記入してください。

様式第6号 (第10条関係)

新入学用品費入学前支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様  
〔 学校 年 組 〕  
様

富士見市長

印

年 月 日付けで申請のあった新入学用品費入学前支給については、下記  
のとおり決定したので、富士見市就学援助費支給要綱第10条第2項の規定により通  
知します。

記

1 支給決定

(認定月 年 月)

費 目	金 額	対 象	支給予定日

新入学用品費入学前支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様  
〔 学校 年 組 〕  
様

富士見市長

印

年 月 日付けで申請のあった新入学用品費入学前支給については、下記  
とおり決定したので、富士見市就学援助費支給要綱第10条第2項の規定により通知  
します。

記

1 支給決定

(認定月 年 月)

費 目	金 額	対 象	支給予定日

## 就学援助費受給者状況変更届

年 月 日

（宛先）富士見市長

保護者氏名

富士見市就学援助費支給要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

## 1 児童生徒情報

児童又は生徒の氏名	
生 年 月 日	年 月 日
学 校 名	学校
学 年 及 び 組	年 組

## 2 変更内容

	届 出 理 由	届 出 内 容
1	辞 退	年 月 日
2	市 内 転 居	(転居先住所)  持ち家 ・ 賃貸 (賃貸借契約書)
3	世帯状況の変更	申請書のとおり
4	振込口座の変更	口座振込依頼書のとおり
5	そ の 他	

様式第9号（第12条関係）

就学援助費受給者状況変更届

年 月 日

（宛先） 富士見市長

保護者

住 所

氏 名

富士見市就学援助費支給要綱第12条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 申請内容の変更

児 童 又 は 生 徒 の 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
学 校 名	学校		
学 年 及 び 組	年 組		
変更内容	変更前	変更後	変更月日

2 就学援助費の受給の辞退

年 月 日



就学援助費支給決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様  
学校 年 組  
様

富士見市長



年 月 日付け 第 号で決定した就学援助費の支給については、下記の理由により取り消したので、富士見市就学援助費支給要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

富士見市就学援助費支給要綱第13条第1項第 号に該当するため

2 取消年月日 年 月 日

様式第10号（第13条関係）

就学援助費支給取消通知書

第 号  
年 月 日

様  
学校 年 組  
様

富士見市長



年 月 日付け 第 号で決定した就学援助費の支給については、下記の理由により取り消したので、富士見市就学援助費支給要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

富士見市就学援助費支給要綱第13条第1項第 号に該当するため

2 取消年月日 年 月 日

# 報告事項（10）資料

## 富士見市立学校大会等出場事業補助金交付要綱（平成28年告示第741号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育の充実を図ることを目的として児童又は生徒をスポーツ大会又は文化活動行事（以下「大会等」という。）に出場させる富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）に対し、<u>予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p><u>(補助対象事業)</u></p> <p>第2条 <u>補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる団体等が主催又は主管する大会等の出場登録について市立学校の校長が認めた者に係るその参加に要する費用を補助する事業とする。</u></p> <p><u>(1) 公益財団法人日本中学校体育連盟</u></p> <p><u>(2) 関東中学校体育連盟</u></p> <p><u>(3) 埼玉県特別支援学校体育連盟</u></p> <p><u>(4) 埼玉県吹奏楽連盟</u></p> <p><u>(5) 西関東吹奏楽連盟</u></p> <p><u>(6) 一般社団法人全国吹奏楽連盟</u></p> <p><u>(7) 埼玉県音楽教育連盟</u></p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めたもの</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育の充実を図ることを目的として児童又は生徒をスポーツ大会又は文化活動行事（以下「大会等」という。）に出場させる富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）に対し、<u>_____補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 <u>この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) スポーツ大会 関東中学校体育連盟又は公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会及び特別支援教育に係る埼玉県教育委員会その他公的な機関が主催する大会をいう。</u></p> <p><u>(2) 文化活動行事 埼玉県吹奏楽連盟、埼玉県音楽教育連盟、埼玉県教育委員会その他公的な機関が主催する文化行事をいう。</u></p>

(補助対象事業)

第3条 削除

(補助対象経費)

第3条 (略)

(補助金の額)

第4条 (略)

(補助金等交付申請書の様式等)

第5条 (略)

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第6条 (略)

(補助事業等実績報告書の様式等)

第7条 (略)

(補助金等確定通知書の様式)

第8条 (略)

(補助金の交付時期等)

第9条 (略)

(書類の整備等)

第10条 (略)

別表 (第3条関係)

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市立学校の児童又は生徒における大会等の出場に関する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 (略)

(補助金の額)

第5条 (略)

(補助金等交付申請書の様式等)

第6条 (略)

(補助金等交付決定・却下通知書の様式)

第7条 (略)

(補助事業等実績報告書の様式等)

第8条 (略)

(補助金等確定通知書の様式)

第9条 (略)

(補助金の交付時期等)

第10条 (略)

(書類の整備等)

第11条 (略)

別表 (第4条関係)

補助対象経費	内容	備考
旅費	学校から大会等開催地まで最も経済的かつ合理的な経路及び方法により算出した額とする。	学生割引、団体割引、往復割引等の適用が可能な場合は、その額を限度とする。
宿泊料	実費額。ただし、1人1泊につき13,000円を上限とする。	補助金交付対象となる大会等（埼玉県、東京都以外の関東大会、全国大会又はこれらに類する大会等に限る。）に参加するために要する宿泊費のうち、市長が認めたものに限る。
賃借料	バス借上料	大会等出場のために楽器等の校用備品又は荷物を同時に運搬する必要がある等相当な理由があると市長が認めたものに限る。
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの	

- 様式第1号（第5条関係）（略）
- 様式第2号（第5条関係）（略）
- 様式第3号（第5条関係）（略）
- 様式第4号（第5条関係）（略）
- 様式第5号（第6条関係）（略）
- 様式第6号（第7条関係）（略）
- 様式第7号（第7条関係）（略）
- 様式第8号（第7条関係）（略）
- 様式第9号（第8条関係）（略）
- 様式第10号（第9条関係）（略）

補助対象経費	内容	備考
旅費	鉄道賃（急行料金特急料金を含む。ただし、グリーン車利用料及び指定席利用料金を除く。）、車賃（自家用車及びタクシーを除く。）、船賃（運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による場合には、最も安価な級の運賃）、航空賃（運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による場合には、最も安価な級の運賃）、宿泊料（宿泊協定料金等が定められている場合は、当該宿泊1泊につき大会等に出場する者1人当たり13,000円を限度とする。）	学校から大会等開催地まで最も経済的な通常の経路及び方法により積算した場合の往復に要する運賃に相当する額を限度とする。この場合において、学生割引、団体割引、往復割引等の適用が可能な場合は、その額を限度とする。大会等に出場するために宿泊することが必要なときは、必要最小限の範囲の宿泊料とする。
賃借料	バス借上料	大会等出場のために楽器等の校用備品又は荷物を同時に運搬する必要がある等相当な理由があると市長が認める経費に限る。
その他これらに類する経費	補助対象事業の実施上必要な経費で、社会通念上適切であると認められるもの	

- 様式第1号（第6条関係）（略）
- 様式第2号（第6条関係）（略）
- 様式第3号（第6条関係）（略）
- 様式第4号（第6条関係）（略）
- 様式第5号（第7条関係）（略）
- 様式第6号（第8条関係）（略）
- 様式第7号（第8条関係）（略）
- 様式第8号（第8条関係）（略）
- 様式第9号（第9条関係）（略）
- 様式第10号（第10条関係）（略）

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 報告事項（11）資料

その他

- ・令和6年度子ども大学☆ふじみについて
- ・第43回つるせ公民館まつり